

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

津北商工会「以下(当会)という」及び会員事業者が立地する地域(以下「立地地域」という)である河芸地域及び津地域大里・高野尾地区は、東部は伊勢湾に面し平野部が多く、また、立地地域内には二級河川の中ノ川、田中川、志登茂川が流れている。

立地地域のうち、伊勢湾沿岸地域は国道 23 号と近畿日本鉄道名古屋線、伊勢鉄道が通り、交通の利便性が高いことから、多くの中小企業、小規模事業者が事業を営んでいる。この地域は、海拔 0 m から 4 m までの土地が多くを占めており、近い将来に発生が予想される南海トラフを震源とする巨大地震では、揺れによる家屋の倒壊、火災による焼失はもとより、津波到達により、人的、物的被害がより深刻になると予測されている。また、大里・高野尾地区は、主要な県道である県道津関線、JR 紀勢本線が通っており、特に津関線に関しては、伊勢自動車道芸濃 IC 及び名阪国道関 IC に接続し、関西圏や名古屋圏へのアクセスが容易であることから、津サイエンスシティをはじめとし、多くの事業所が存在する。この地域は、河芸地域と比較し標高が高く、大雨や津波による浸水被害の可能性は低いものの、一部に急傾斜地が存在するなど土砂災害の発生が危惧される。

(洪水：ハザードマップ)

津市「以下(当市)という」は、洪水ハザードマップについて、当会の立地地域に関しては、県の被害想定をもとに志登茂川・毛無川・横川・前田川、田中川、中ノ川の浸水予測結果を作成している。想定最大規模の降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模のもの)、志登茂川流域の 24 時間総雨量を 817 mm、田中川流域の 24 時間総雨量を 836mm と想定した場合、河川両岸はもとより、特に標高の低い河芸地域沿岸部を中心に浸水深 3 m 未満が想定され、家屋においては床上から 1 階部分までが浸水にすると被害が発生すると予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間の大里・高野尾地区の一部は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震：J-SHIS)

南海トラフ沿いの大規模地震(M8 から M9 クラス)は、「平常時」においても今後 30 年以内に発生する確率が 70 から 80% であり、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から約 80 年が経過していることから切迫性の高い状態と言われている。津市危機管理部防災室が作成した地震防災マップによると、南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合に、河芸地区、豊里地区全域で計測震度が震度 6 強となる可能性が高い。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況(令和 6 年 10 月 31 日現在)

- ・商工業者等数 570
- ・小規模事業者数 465

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	118	113	
	製造業	90	60	
	卸売業	34	15	
	小売業	109	83	
	飲食業	36	36	
	サービス業	126	116	
	その他	57	42	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

(ア) 津市地域防災計画

当市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、当市の地域における災害の予防、応急対策及び復旧・復興等に関する事項を定めた津市地域防災計画を策定している。

当該計画は、防災訓練の実施による対策の見直しや関係機関の対応状況、他地域における災害発生状況等を踏まえ、より実践的なものとなるよう毎年見直しを行っている。

(イ) 津市業務継続計画

当市は、南海トラフ巨大地震をはじめとする地震災害や、集中豪雨による水害等、危惧される大規模災害に対し、非常時優先業務をあらかじめ特定するとともに、人や物などの必要な資源の確保、資源制約下でいかに非常時優先業務を行っていくかを定めた津市業務継続計画を平成30年3月に策定している。

(ウ) 津市災害時受援計画

当市は、大規模災害時において、あらかじめ応援を必要とする業務や受入体制などを具体的に定めておくことにより、外部からの応援を円滑に受入れ、その支援を最大限活用して、早期復旧を図ることを目的に、平成31年3月に津市災害時受援計画を策定している。

(エ) 防災訓練の実施

当市は、地震や大型台風といった大規模災害を想定し、陸上自衛隊、県等関係機関との連携のもと、津市総合防災訓練及び津市災害対策図上訓練を実施している。

また、当市では自主防災組織等の地域住民が実施する訓練に参加、協力を行っている。

(オ) 防災備品の備蓄

当市は、災害時における「自助」「共助」「公助」の考え方のもと、行政による公的備蓄のなか、自分自身の命は自分自身で守るという「自助」の取組のひとつとして、食料、飲料水、簡易トイレ、常備薬等の備蓄を行うことを、市民に対し啓発を行っている。また、自分たちの地域は自分たちで守るという「共助」の取組への支援のひとつとして、地域の自治会、自主防災組織を対象に、地域の防災力を強化するための防災資機材整備や防災活動に要する費用の補助を行っている。

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・防災訓練の実施
- ・損保会社等と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備蓄用パンの斡旋販売
- ・防災備品の備蓄
- ・当市が実施する防災訓練への参加及び協力

連携先名称（最寄りの支社等）	所在地	連絡先
三重県中小企業共済協同組合	津市栄町1丁目891番地	059-228-7128
東京海上日動㈱三重支店津支社	津市東丸之内33番地1	059-224-0221
あいおいニッセイ同和損害保険㈱三重支店津支社	津市羽所町388番地	059-228-5123
三井住友海上火災保険㈱三重支店三重支社	津市中央1番地1	059-227-1274

II 課題

現状では、自然災害等（台風、地震、大雨、落雷、突風、新型ウイルス感染症等）に伴う被害状況を関係団体等に報告した経験はあるものの、大規模な自然災害等の対応を推進するノウハウをもつ

た人員が十分にいない。

更には、保険・共済等に関する高度な助言を行える職員が不十分といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性周知などの取組促進が必要である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを再構築・再確認する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回、窓口経営支援時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国・県の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 当会の危機管理マニュアル（事業継続計画）の作成

- ・（別添参照）当会危機管理マニュアル（令和6年12月作成）

3) 関係団体等との連携

- ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7以上の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 24 時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生時には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内 1 %程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊・火災」等、大きな被害が発生している。 被害が推定される地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	地区内 1 %程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊・火災」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

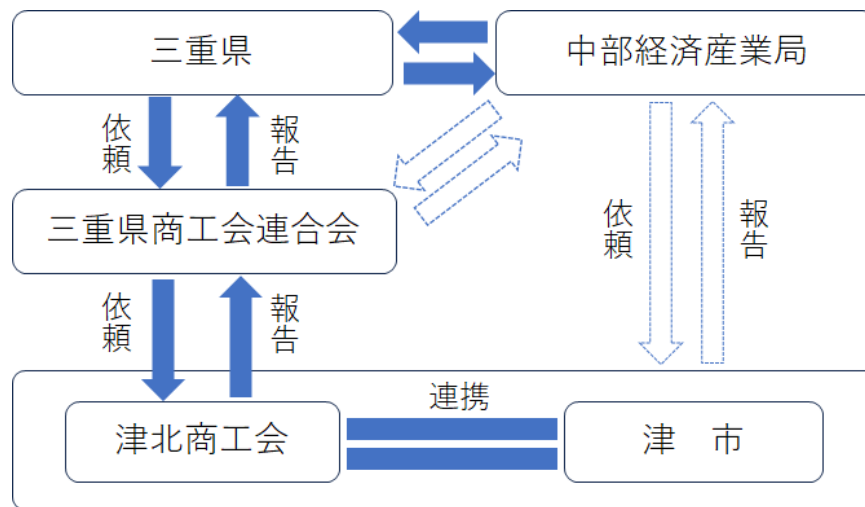
（被災状況により適宜判断する。）

発災後から 1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間から 2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した被害情報について、国や県等からの情報や方針に基づき、当会又は当市から、三重県商工会連合会を通じて県へ報告（メール又は FAX）する。
- ・県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災翌日の正午までに報告する。（県から別途指示があった場合は、その指示による。）

- ・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う。（初動報告様式は(様式第3)を参照）



＜ 4．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、津市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、当市、三重県商工会連合会、全国団体等に相談する。
- ・当地域の被害規模が大きく、他の地域からの応援派遣が必要な場合は、三重県商工会連合会が中心となって派遣職員の調整を行い、三重県商工会連合会及び県内商工会の職員について、当地域への応援派遣を受けながら復興支援に取り組む。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

年 月 日 () 時 分 現在

【災 害 名】にかかる被害状況報告書（初動 24 時間）

報告団体名 _____

記入者所属 _____

記入者氏名 _____

連絡先（TEL） _____

下記のとおり報告いたします。

確認	被害の程度	状 況 の 例
☐	(1)大規模な被害がある	・ <u>10％程度の事業所</u> で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、 <u>比較的軽微な被害</u> が発生している。 ・ <u>1％程度の事業所</u> で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、 <u>大きな被害</u> が発生している。 ・被災が見込まれる地域において <u>連絡が取れない</u> 、もしくは交通網が遮断されており、 <u>確認ができない</u> 。
☐	(2)被害がある	・ <u>1％程度の事業所</u> で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、 <u>比較的軽微な被害</u> が発生している。 ・ <u>0.1％程度の事業所</u> で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、 <u>大きな被害</u> が発生している。
☐	(3)ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

備考（把握している具体的な被害等）

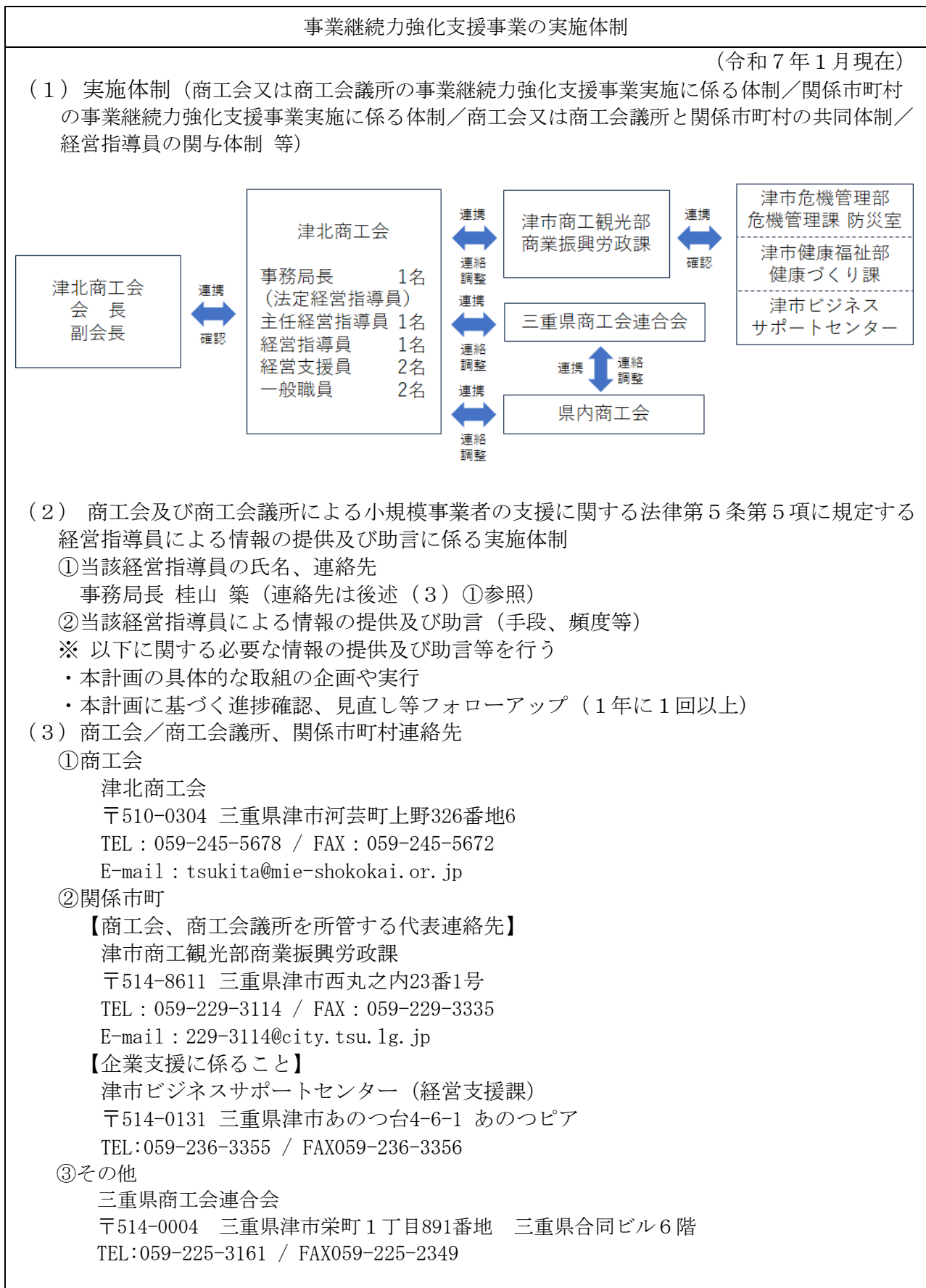
（例）●×鉄工所（○○地区）：床下浸水

レストラン□○（○△地域）：強風で看板が落下

スーパー▽▲（□△町）：停電が長引き、生鮮品と冷凍食品がダメになった

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	215	215	215	215	215
専門家派遣費	60	60	60	60	60
協議会運営費	5	5	5	5	5
セミナー開催費	50	50	50	50	50
広報費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、津市補助金、県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三重県中小企業共済協同組合 理事長 坂下 啓登 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策(事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等)についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 2) 関係団体等との連携 ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
連携して事業を実施する者の役割
・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。
連携体制図等